

各都道府県担当部長 宛

農林水産省食料産業局総務課長  
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

ブルネイ向けに輸出される食品に関する規制措置の変更について

ブルネイ向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成23年4月21日付23国際第83号）及び「ブルネイ向けに輸出される食品に関する証明書の発行について」（平成24年6月7日付け24食産第930号）により、8都県（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、東京及び千葉。以下同じ。）の食品は輸入停止、それ以外の食品は日本の政府機関による放射性物質検査証明書が求められていることをお知らせしたところです。

ブルネイ政府は、10月10日付けで、輸入停止としていた8都県の食品のうち一部の生鮮・加工食品以外は、日本の政府機関による放射性物質検査証明書の提出により輸入を認めることを発表しましたのでお知らせします。

○ 輸入規制の概要  
(改正後)

地域	品目	規制内容
8都県	<u>食肉、水産物、牛乳・乳製品、 野菜・果物（生鮮・加工）、 いも類、海藻、緑茶製品</u>	輸入停止
	<u>上記以外の品目</u>	放射性セシウム134及び137についてCODEX
8都県以外	すべての食品	基準 <sup>(注)</sup> に適合することの証明を要求

(注) 放射性セシウム ( $^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$ ) : 1,000 Bq/kg

(改正前)

地域	品目	規制内容
8都県	<u>すべての食品</u>	輸入停止
8都県以外	すべての食品	放射性セシウム134及び137についてCODEX 基準 <sup>(注)</sup> に適合することの証明を要求

(注) 放射性セシウム ( $^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$ ) : 1,000 Bq/kg

(別紙)

ブルネイ向けの放射性物質検査証明書の発行条件及び発行手続きについて

#### 第1 証明書発行の対象品目

我が国からブルネイへ輸出される以下の食品。

- 1 8都県（福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、東京及び千葉。以下同じ。）で生産・加工された食肉、水産物、牛乳・乳製品、野菜・果実（生鮮・加工）、いも類、海藻及び緑茶製品以外の食品
- 2 8都県以外で生産・加工された全ての食品

#### 第2 証明書の発行要件

ブルネイ向けに輸出される食品について、ブルネイの求める放射性物質基準<sup>(注)</sup>に適合していること

#### 第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（4）に掲げる書類を都道府県における農林水産物・食品の輸出を担当する部の長（以下「担当部長」という。）宛に提出する。
  - (1) ブルネイ向けに輸出される食品等に関する証明申請書（別記様式1）
  - (2) DECLARATION FOR FOOD IMPORTATION INTO BRUNEI DARUSSALAM（別記様式2）
  - (3) ブルネイ向けに輸出される食品について、ブルネイの求める放射性物質基準<sup>(注)</sup>に適合することが確認できる書類
  - (4) 上記（3）以外の別記様式2に係る証明内容につき確認できる書類
- 2 担当部長は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発給する。

#### 第4 申請先

担当部長

#### 第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は証明書を発行することができる。
  - (1) 申請する対象品目が水産物である場合
  - (2) 被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
  - (3) その他の国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国と協議して決定するものとする。

#### 第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループと協議するものとする。

(注) ブルネイはCODEX基準（放射性セシウム（<sup>134</sup>Cs+<sup>137</sup>Cs）：1,000 Bq/kg）を採用。

(別記様式1)

ブルネイ向けに輸出される食品等に関する証明申請書

年 月 日

都道府県担当部長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(別記様式 2)

DECLARATION FOR FOOD IMPORTATION INTO BRUNEI DARUSSALAM

Consignment/Invoice No: (“).....Declaration No:.....

.....  
.....(competent authority)

DECLARES that the .....  
..... (name of products)

of this consignment composed of:.....

..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at ..... (embarkation place)

on ..... (date of embarkation)

by ..... (identification of transporter)

going to..... (place and country of destination)

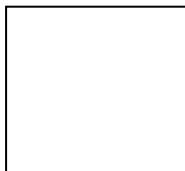
is exported by .....

..... (name and address of exporter)

manufactured at .....

..... (address of manufacturing factory)

• has been sampled on ..... (date), subjected to laboratory analysis on  
..... (date) ..... (laboratory reference)  
in the ..... (name of laboratory) to determine the level of the  
radionuclides (bq/kg), caesium-134 and caesium-137. The analytical / laboratory report is  
herewith attached.



(Stamp of competent authority)

Date of issue: \_\_\_\_\_

Signature: \_\_\_\_\_

Name of authorised officer at competent authority:  
\_\_\_\_\_

Designation: \_\_\_\_\_

(“)Container No/BL No/Airway Bill No etc